5　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6　開示請求に係る領収書等の写しが著しく大量であること、著しく多数の者が同時期に開示請求をしていること等のため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る領収書等の写しのうちの相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの領収書等の写しについては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、第四項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この項を適用する旨及びその理由

二　残りの領収書等の写しについて開示決定等をする期限

（苦情の申出）

第十一条　開示請求者から開示決定等をした議長に対し、当該開示決定等に係る苦情の申出がされた場合には、当該議長は、その諮問に応じて開示決定等について調査審議しその結果を答申するものとして各議院に置かれる審査会に諮問しなければならない。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、前条第二項又は第三項の通知を行った日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この限りでない。

2　議長は、苦情の申出をした者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

3　議長は、第一項に規定する審査会の答申があったときは、これを尊重するものとする。

4　前三項に定めるもののほか、開示決定等に係る苦情の処理に関し必要な事項は、各議院の事務総長が定める。

（開示の実施）

第十二条　領収書等の写しの開示は、各議院の事務総長が定める方法により行う。

2　第十条第二項の規定による決定（以下この条及び次条第二項において「開示決定」という。）に基づき領収書等の写しの開示を受ける者は、各議院の事務総長が定めるところにより、当該開示決定をした議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の事項を申し出なければならない。

3　前項の規定による申出は、第十条第二項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、その期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4　開示決定に基づき領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、各議院の事務総長が定めるところにより、当該開示決定をした議長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（手数料）

第十三条　開示請求者は、開示請求に係る一の議員の領収書等の写しにつき三百円の手数料を納めなければならない。

2　領収書等の写しの開示を受ける者は、開示決定に基づき開示を受ける一の議員の領収書等の写しにつき、各議院の事務総長が定める開示の実施の方法に応じ、実費の範囲内において各議院の事務総長が定める額（複数の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）の手数料を納めなければならない。

3　前二項に規定する手数料の間の調整、手数料の納付の方法その他手数料の納付に関し必要な事項は、各議院の事務総長が定める。

第三章　残額の返還

第十四条　報告書を提出した議長、副議長及び議員は、当該報告書に記載した第三条第一項第三号に掲げる残余の額がある場合には、法第九条第四項の規定により報告書が公開された日から二十日以内に、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

第四章　雑則

（報告書及び領収書等の写し等の保存）

第十五条　報告書及びこれに添付して提出された領収書等の写し並びに第九条第二項の規定により提出された領収書等の写しは、これらの提出を受けた議長において、法第九条第四項の規定により報告書を公開した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2　前項の規定により領収書等の写しを保存する場合において、当該領収書等の写しが第四条第五項後段に規定する複写したものであるときは、これを画像読取装置により読み取ってできた電磁的記録の保存をもって、前項の規定による保存に代えることができる。

3　議長、副議長及び議員は、調査研究広報滞在費を充てた支出に係る領収書等（第五条第一号の領収書等の写しで一件当たりの金額が一万円以下の支出に係るものを含む。）を、法第九条第四項の規定によりこれらに係る報告書が公開された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。ただし、次条第一項に規定する場合において、議長、副議長及び議員が同項の規定により報告書を提出したときは、この限りでない。

（任期満限等の場合の特例）

第十六条　議長、副議長及び議員は、任期が満限に達し、辞職し、退職し、若しくは除名され、又は衆議院の解散により任期が終了したときは、その日又は国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）第十一条の二第二項において準用する同規程第二条の規定による調査研究広報滞在費の支給の日のいずれか遅い日までに支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出に係る第三条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該日の翌日から五月以内に、その属していた議院の議長に提出しなければならない。この場合において、当該報告書の公開に係る第六条第一項の規定の適用については、同項中「提出された年の十一月三十日まで」とあるのは、「提出された日の翌日から六月以内」とする。

2　任期が満限に達し、辞職し、退職し、若しくは除名され、又は衆議院の解散により任期が終了した議長、副議長又は議員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

一　任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日に在職した各議院の議長、副議長又は議員が、当該任期満限又は衆議院の解散による選挙により再びその議院の議員となったとき。

二　前号に掲げる場合のほか、前項に規定する場合において、同項に規定する日の翌日から五月以内に、再びその属していた議院の議員となったとき（再び当該議院の議員となる前に同項の規定により報告書を提出したときを除く。）。

3　議長、副議長又は議員が第一項の規定により報告書を提出した後に、議員となった場合には、その後同項又は第三条第一項の規定により提出する報告書には、その議員となる前における同項各号に掲げる事項は記載しないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第八十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この規程は、この規程の施行の日以後に支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出について適用する。

3　この規程の施行の日以後最初に到来する第三条第一項の規定による報告書の提出の期限までの間に、第十六条第一項の規定により報告書が提出された場合における当該報告書の公開については、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の規定にかかわらず、当該報告書は、当該期限までの間に第三条第一項の規定により提出された報告書が法第九条第四項の規定により公開されるまでに公開するものとする。